

一般社団法人 日本美容外科学会 会員の懲罰に関する規程

平成27年9月21日制定

(目的)

第1条 この規定規程は定款第8条及びおよび第9条、定款細則第8章に基づき会員の懲罰に関し必要な事項を定める。

(懲罰の種類等)

第2条 会員に科す懲罰処分は、以下の各号に掲げる通りとする。

- (1) 訓戒 口頭にて将来を戒める。
- (2) 訓告 文書にて将来を戒める。
- (3) 譴責(けんせき) 始末書を提出させ、将来を戒める。
- (4) 会員資格の停止 相当な期間を定めて資格を停止する。
- (5) 除名 会員としての資格を喪失する。

2. 第4号に該当する者は、会員資格停止の期間中についても本法人の会費を納入しなければならない。また、会員資格停止中に退会した者は、本法人に再入会することはできない。

(処分の対象)

第3条 理事会は、次の各号に掲げる行為をなした会員を懲罰処分の対象とすることができる。

- (1) 研究者あるいは医師としての社会的モラルや品位にかける行為であり、それが本法人の名誉および社会的信用に影響を及ぼすおそれがある行為。
- (2) 反社会的または刑罰法令に触れる行為であり、それが本法人の名誉および社会的信用に影響を及ぼすおそれがある行為。
- (3) その他、本法人の名誉を毀損し、社会的信用を失墜させる行為。

2. 理事会は、前項に記載する行為により懲罰処分に賦された会員の当該行為に関し監督指導をなすべき職にある会員に対し、その職責の見地から、その内容、程度、状況に応じて懲戒処分の対象とすることができる。

(処分の決定)

第4条 理事会は、第3条に規定する行為をなした疑いのある会員の存在が判明したときは、倫理・利益相反委員会にその事実の有無、内容、程度、状況等を調査させなければならない。

2. 理事会は、調査結果に基づき、第2条各号の中からその一つあるいは二つを併せて処分を決定する。
3. 第2条第5号の処分期間は、理事会で決定する。
4. 第2条第5号から第6号の処分を決定するときは、処分決定前に理事会において当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

5. 会員に対する処分の決定は、理事会の議決を経なければならない。ただし、第2条第1号から第3号に該当する処分を決定するときは、状況に応じて会員総会の議決を省略することができる。

(勧告)

第5条 理事会は、第2条第4号から第6号に掲げる会員処分に該当する者に、理事会の議決を得るまでの間、当該会員に対し、理事会で諮られる処分に相当する自粛を勧告することができる。

2. 前項に定める理事会の勧告を受け入れた者の処分期間には、勧告を受け入れた日から理事会での決定までの期間を算出することができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会にて行う。

附則

1. 本規程は、平成27年9月21日より施行する。